

交通課だより

No. 5

令和8年7月
平戸警察署
交通課
TEL 0950-22-3110

～平戸市生月町にお住まいの皆様へ～

※交通規制（歩行者用道路）の廃止及び区間変更の検討※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

つきまして、生月町山田免の旧山田小学校通学路に実施されている、

歩行者用道路（7：00～8：00）

の交通規制について、

- ・ スクールバス運行により児童の通行がない区間があること
- ・ 山田小学校がスクールバス集合場所となっていること
- ・ 児童通行区間における歩行者の安全を確保する必要があること

などの理由から、交通規制の必要性が低い区間について、交通規制の廃止及び規制区間の短縮を検討しているところです。

交通規制の廃止及び規制区間の変更（規制区間の短縮）について、ご理解ご了承ください承をお願い申し上げます。

実施時期については、令和9年度を予定しております。（詳細未定）

現状の交通規制区間



見直し後の交通規制区間



上記のとおり、2区間の交通規制を廃止した上、1区間の交通規制の区間を短縮したいと考えているところです。

旧山田小学校校舎が当分の間中学校校舎として利用される上、新校舎完成までの館は小学校がスクールバスの集合場所となることから、1区間については規制区間を短縮することとして、児童の安全確保に努めたいと思います。

交通規制に関するご意見・ご要望等は

平戸警察署交通課

TEL 0950-22-3110 (内線415ほか)

にお知らせください。